

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成20年8月14日

**【四半期会計期間】** 第9期第1四半期  
(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

**【会社名】** 株式会社ドリームインキュベータ

**【英訳名】** Dream Incubator Inc.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 堀 紘一

**【本店の所在の場所】** 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

**【電話番号】** (03)5773 8700

**【事務連絡者氏名】** 経営管理本部長 伊藤 光茂

**【最寄りの連絡場所】** 東京都目黒区上目黒二丁目1番1号

**【電話番号】** (03)5773 8700

**【事務連絡者氏名】** 経営管理本部長 伊藤 光茂

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

##### 連結経営指標等

回次		第9期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第8期
会計期間		自平成20年4月1日 至平成20年6月30日	自平成19年4月1日 至平成20年3月31日
売上高	(千円)	843,592	1,946,404
経常利益又は経常損失( )	(千円)	132,277	1,331,865
四半期純利益又は当期純損失( )	(千円)	131,347	1,477,969
純資産額	(千円)	9,628,855	9,048,882
総資産額	(千円)	10,091,121	10,092,308
1株当たり純資産額	(円)	100,904.15	94,847.77
1株当たり四半期純利益 又は1株当たり当期純損失( )	(円)	1,377.11	15,317.50
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益	(円)	1,371.00	-
自己資本比率	(%)	95.4	89.6
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	421,765	2,547,289
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	244,867	943,223
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	550,249	369,274
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高	(千円)	1,466,591	1,335,412
従業員数	(名)	67	69

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第8期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在しますが、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）の事業内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社における状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	67 (2)
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	66 (1)
---------	-----------

(注) 従業員は就業人員であり、臨時雇用者は( )内に当第1四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

#### (2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績は次のとおりであります。

なお、営業投資事業につきましては、受注という概念がございませんので記載しておりません。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(千円)
コンサルティング事業	587,425
大企業	565,075
ベンチャービジネス	22,350
合計	587,425

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

区分	当第1四半期連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
	金額(千円)
コンサルティング事業	263,592
大企業	244,200
ベンチャービジネス	19,392
営業投資事業	579,999
合計	843,592

- (注) 1 上表金額には、消費税等は含まれておりません。  
2 セグメント間取引については、相殺消去しております。  
3 総販売実績に占める割合が10%を超える相手先はありません。

(4) 投資実績

証券種類	前連結会計年度 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				第9期 第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)			
	投資実行高		期末投資残高		投資実行高		期末投資残高	
	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)	金額 (千円)	会社数 (社)
株式	2,436,693	24	6,173,706	66	-	-	5,913,445	61
新株予約権等	-	9	0	31	-	1	0	29
合計	2,436,693	29	6,173,706	79	-	1	5,913,445	73

- (注) 1 新株予約権等は、当社コンサルティングサービスの対価として発行会社から無償で取得している場合がありますが、上表においては、その際の金額をゼロとし会社数のみを記載しております。
- 2 株式、新株予約権等を重複して投資を行っている会社があります。
- 3 時価のあるものについては、取得原価を記載しております。
- 4 上表には余剰資金の運用目的の有価証券及び投資有価証券は含まれておりません。
- 5 当社は、未公開時点では投資をしていなかったPost-IPO企業の株式をIPO後に取得する場合がありますが、上表には当該投資金額及び会社数は含まれておりません。
- 6 期末において保有している新株予約権等を全て行使した場合の株式取得価額の総額は、以下の通りであります。

前連結会計年度	当第1四半期連結会計期間
879,280千円	879,180千円

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

## 3 【財政状態及び経営成績の分析】

## (1) 経営成績の分析

当第1四半期においても新興市場の株式市況は依然として低迷しており、またIPO市況も、審査の厳格化・長期化により新規株式公開社数の減少傾向は止まらず、当社をとりまく経営環境は引き続き厳しい状況が継続いたしました。

このような経営環境の中、当社グループは安定収益であるコンサルティングサービスを着実に提供しながら、株式市況の影響を抑制すべく、保有する上場株式を積極的に売却するほか、未上場企業の有価証券につきましても株式公開までの期間が長期にわたると判断される銘柄は一部売却いたしました。

以上の結果、当第1四半期の業績は、売上高843,592千円、営業利益103,791千円、経常利益132,277千円、当四半期純利益131,347千円となりました。

## コンサルティングサービス売上高

大企業向けコンサルティングサービスにつきましては、大型プロジェクトの受注等により受注残高は堅調に積み上がっているものの、長期間にわたるプロジェクトが多いため、当第1四半期に計上した売上高は244,200千円にとどまっております。

また、ベンチャー向けコンサルティングサービスにつきましても、新株予約権を対価とするサービスの提供を中心に実施していることから、当四半期に計上した売上高は小さいものの（19,392千円）、プロジェクト数や支援社数は順調に推移しております。

## 営業投資売上高

当四半期における営業投資売上高は579,999千円であり、その内訳は、上場有価証券の売却額241,387千円、未上場有価証券の売却額328,940千円、受取配当金の受取額9,671千円であります。

なお、当四半期における営業投資有価証券の減損／引当金額の合計は41,902千円（減損金額70,402千円、投資損失引当金戻入額28,500千円）であります。

区分	第8期 第1四半期会計期間（注） （自平成19年4月1日 至平成19年6月30日）		第9期 第1四半期連結会計期間 （自平成20年4月1日 至平成20年6月30日）	
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
コンサルティングサービス売上高	356,904	71.9	263,592	31.2
大企業	338,975	68.3	244,200	28.9
ベンチャービジネス	17,929	3.6	19,392	2.3
営業投資売上高	139,655	28.1	579,999	68.8
合計	496,560	100.0	843,592	100.0

（注）当社は前期末より連結財務諸表を作成しております。第8期第1四半期累計期間の数値につきましては、参考資料として個別の決算数値を記載しております。

## (2)財政状態の分析

当第1四半期末における資産は10,091,121千円（前期末比1,186千円減）、負債は462,266千円（同581,159千円減）、純資産は9,628,855千円（同579,972千円増）となっております。前期末比での増減の主な理由は以下の2点であります。

### 資産及び負債の減少（短期借入金返済）

保有する営業投資有価証券の積極的な売却や余剰資金の運用目的で保有する有価証券の償還によって得た資金を短期借入金550,000千円の返済に充当し、流動資産及び流動負債がそれぞれ同額減少しております。

### 資産及び純資産の増加（有価証券の評価額増加）

当四半期末における株式相場等が前期末と比較して若干回復したことに伴い、保有する有価証券の時価評価額が432,585千円増加し、資産及び純資産がそれぞれ同額増加しております。

## (3)キャッシュフローの状況

当四半期末の現金及び現金同等物（以下「資金」）は、前期末と比較して131,179千円増加し、1,466,591千円となりました。これを活動別に記載しますと、以下の通りであります。

営業活動によるキャッシュ・フローは、421,765千円の増加となりました。これは主に、保有する営業投資有価証券を積極的に売却する一方で（収入の増加）、営業投資活動を慎重に行ったため（支出の減少）、営業投資有価証券が346,988千円減少したことによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは244,867千円の増加となりました。これは主に、余剰資金運用目的で保有する有価証券（社債）の償還による収入200,000千円によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは550,249千円の減少となりました。これは営業活動及び投資活動によって得た資金を短期借入金550,000千円の返済に充当したためであります。

## (4)研究活動

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

該当事項はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	288,000
計	288,000

##### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月14日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	95,379	95,379	東京証券取引所 (市場第一部)	
計	95,379	95,379		

(注)「提出日現在発行数(株)」には、平成20年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況  
(平成12年6月26日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	434.70個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	434.70株 (注) 1、2、5、6
新株予約権の行使時の払込金額	5,562円 (注) 3、5、6
新株予約権の行使期間	平成14年6月27日から 平成22年5月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,562円 資本組入額 5,562円
新株予約権の行使の条件	(注) 7、8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。

5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。

6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。

7 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
- (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
- (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成12年6月26日開催の臨時株主総会及び平成12年6月27日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

新事業創出促進法第11条の5第2項及び旧商法第280条ノ19第1項の規定に基づく特別決議による新

株予約権の状況

(平成12年12月25日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	3.51個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 (注) 4
新株予約権の目的となる株式の数	0.86株 0.86株 0.93株 0.86株 (注) 1、2、5、6
新株予約権の行使時の払込金額	31,572円 (注) 3、5、6
新株予約権の行使期間	平成14年6月1日から 平成22年5月31日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで 平成14年12月27日から 平成22年12月24日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 31,572円 資本組入額 15,786円
新株予約権の行使の条件	(注) 7、8
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 8
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。

5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。

6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。

7 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
  - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
  - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成12年12月25日開催の臨時株主総会及び平成12年12月26日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人及び認定支援者との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

(平成13年6月18日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	35.99個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	35.99株 (注)1、2、4
新株予約権の行使時の払込金額	216,667円 (注)3、4
新株予約権の行使期間	平成16年6月18日から 平成23年6月17日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 216,667円 資本組入額 108,334円
新株予約権の行使の条件	(注)5、6
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)6
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 平成12年12月29日付で50,000円額面株式を無額面株式に一斉転換いたしました。

5 平成13年2月9日付の株主割当増資により、株式数及び発行価額の調整が行われました。

6 平成14年1月28日開催の取締役会決議に基づき、平成14年2月13日をもって当社株式1株を6株に分割いたしました。これにより、株式数及び発行価額の調整が行われました。

7 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
- (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
- (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。

8 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成13年6月18日開催の定時株主総会及び平成13年6月18日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権の状況  
(平成14年6月26日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数	466個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	69株 300株 25株 (注) 1、2 52株 20株		
新株予約権の行使時の払込金額	164,000円 154,000円 154,000円 (注) 3 142,400円 142,400円		
新株予約権の行使期間	平成17年6月27日から 平成24年6月26日まで 平成17年6月27日から 平成24年6月26日まで 平成17年4月15日から 平成24年6月26日まで 平成16年9月1日から 平成24年6月26日まで 平成17年4月15日から 平成24年6月26日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額		発行価格	164,000円
		資本組入額	82,000円
		発行価格	154,000円
		資本組入額	77,000円
		発行価格	142,400円
		資本組入額	71,200円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。  
2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

#### 4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
  - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
  - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成14年6月26日開催の定時株主総会及び平成14年8月26日他開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約」に定められております。

(平成15年6月19日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)	
新株予約権の数	1,612個	
新株予約権のうち自己新株予約権の数		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	
新株予約権の目的となる株式の数	812株 (注) 1、2 800株	
新株予約権の行使時の払込金額	211,000円 (注) 3 267,000円	
新株予約権の行使期間	平成17年6月20日から 平成25年6月19日まで 平成19年3月1日から 平成25年6月19日まで	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格	211,000円
	資本組入額	105,500円
	発行価格	267,000円
	資本組入額	133,500円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5	
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5	
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。
- 2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。
- $$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$
- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。
- $$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$
- 4 新株予約権の喪失  
被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。
- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
  - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
  - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成15年6月19日開催の定時株主総会及び平成16年2月2日他開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。



(平成16年6月21日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,024個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,024株 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額	224,000円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成18年6月22日から 平成26年6月21日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 224,000円 資本組入額 112,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 4, 5
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 5
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

- 2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
  - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
  - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成16年6月21日開催の定時株主総会及び平成17年3月14日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

(平成17年6月20日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)		
新株予約権の数	2,176個		
新株予約権のうち自己新株予約権の数			
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式		
新株予約権の目的となる株式の数	1,713株(注)1, 2 463株		
新株予約権の行使時の払込金額	443,000円(注)3 579,000円		
新株予約権の行使期間	平成19年6月21日から 平成27年6月20日まで		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格	443,000円	
	資本組入額	221,500円	
	発行価格	579,000円	
	資本組入額	289,500円	
新株予約権の行使の条件	(注)4、5		
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5		
代用払込みに関する事項			
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項			

(注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じております。

- 2 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、株式数は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後新株数} = \frac{\text{調整前新株数} \times \text{調整前発行価額}}{\text{調整後発行価額}}$$

- 3 当社が株式分割乃至は実質的な株式分割を目的とした株主割当増資により新規発行前の発行価額を下回る払込価額で新株を発行するときは、発行価額は、次の計算式により調整されます。

$$\text{調整後発行価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前発行価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

4 新株予約権の喪失

被付与者は、次の各号に定める場合には、会社に対する新株予約権を喪失するものとする。

- (1) 被付与者の辞任、退職、解雇、その他事由の如何を問わず、被付与者が会社の取締役又は使用人でなくなったとき。
  - (2) 被付与者が刑事事件において被疑者として逮捕・拘留されたとき、もしくは横領、業務上横領、その他の被付与者の背信行為により会社の信用を著しく損なった場合で、会社の取締役会において当該被付与者の新株予約権の喪失が決議されたとき。
  - (3) 被付与者が会社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合。
- 5 新株予約権の行使の条件及び新株予約権の譲渡に関する事項につきましては、平成17年6月20日開催の定時株主総会、平成17年9月12日及び平成18年4月28日開催の取締役会決議に基づき、当社と対象取締役及び使用人との間で締結した「新株引受権付与契約書」に定められております。

会社法第236条の規定に基づく新株予約権の状況  
(平成20年6月4日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成20年6月30日)
新株予約権の数	2,649個
新株予約権のうち自己新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	2,649株 (注) 1、2
新株予約権の行使時の払込金額	134,000円 (注) 3
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日から 平成30年6月4日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 134,000円 資本組入額 67,000円
新株予約権の行使の条件	(注) 4、5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 6

- (注) 1 新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者の分を減じています。  
2 新株予約権の発行日以降、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により未行使の新株予約権の目的たる株式の数につき調整を行い、調整により生じる1株未満の株式は切り捨てる。

$$\text{調整後新株数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権の発行日以降、当社が時価を下回る価額をもって普通株式を発行する場合（新株予約権の行使に伴う株式の発行を除く）には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要す。
- (2) 新株予約権の質入その他一切の処分は認めない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとする。ただし、当社取締役会の承認を得ることを条件とし、その詳細な譲渡条件についても取締役会の決議によるものとする。
- (4) その他の行使の条件については、新株予約権発行を決議する取締役会の決定に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する契約に定めるものとする。

5 新株予約権の取得事由

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案又は株式移転の議案につき当社株主総会又は取締役会で承認されたときは、当社は当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が上記4に定める条件に該当しなくなった場合、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

6 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社になる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。但し、再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約書、新設合併契約書、吸収分割契約書、新設分割契約、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成20年6月30日	-	95,379	-	4,613,182	-	4,653,082

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間末における株主名簿を確認したところ、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が最大株主ではなくなり、バンクオブニューヨークジーシーエムクライアントアカウントジェイピーアールデイアイエスジーエフイーエイシーが最大株主となっていることが明らかになりました。

なお、この異動の結果、当第1四半期会計期間末における最大株主の状況は以下となっております。

平成20年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
堀 紘一	東京都渋谷区	16,997	17.8
古谷 昇	東京都渋谷区	6,097	6.4
井上 猛	東京都世田谷区	5,347	5.6
オリックス株式会社	東京都港区浜松町2-4-1	4,682	4.9
バンクオブニューヨークジーシーエム クライアントアカウントジェイピーアール デイアイエスジーエフイーエイシー (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	Peterborough Court 123 Fleet Street London EC4A 2BB United Kingdom (東京都千代田区丸の内2-7-1)	2,859	3.0
山川 隆義	東京都世田谷区	2,857	3.0
宮内 義彦	東京都品川区	1,925	2.0
筒井 敬三	東京都目黒区	1,550	1.6
出井 伸之	東京都品川区	1,300	1.4
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	東京都千代田区永田町2-11-1	1,100	1.2
計		44,714	46.9

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成20年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 95,379	95,379	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式
単元未満株式			
発行済株式総数	95,379		
総株主の議決権		95,379	

(注)「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が11株(議決権11個)含まれております。

【自己株式等】

該当事項はありません

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	平成20年5月	平成20年6月
最高(円)	91,700	183,000	162,000
最低(円)	68,500	91,800	129,000

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の様動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

なお、新日本有限責任監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本監査法人から名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】  
(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,466,591	1,335,412
売掛金	171,791	188,980
営業投資有価証券	6,988,660	6,958,231
投資損失引当金	71,741	100,241
有価証券	529,870	781,280
未収還付法人税等	74,088	58,743
その他	29,881	29,418
流動資産合計	9,189,141	9,251,825
固定資産		
有形固定資産	46,126	48,258
無形固定資産	3,925	4,163
投資その他の資産		
投資有価証券	707,128	649,693
長期貸付金	73,900	73,900
その他	106,349	99,917
貸倒引当金	35,450	35,450
投資その他の資産合計	851,928	788,061
固定資産合計	901,980	840,483
資産合計	10,091,121	10,092,308



(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払金	71,689	54,645
短期借入金	350,000	900,000
前受金	11,095	56,541
その他	29,480	32,239
流動負債合計	462,266	1,043,426
負債合計	462,266	1,043,426
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	4,613,182	4,613,182
資本剰余金	4,796,069	4,796,069
利益剰余金	365,621	234,274
株主資本合計	9,774,873	9,643,526
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	124,633	557,219
為替換算調整勘定	26,102	39,821
評価・換算差額等合計	150,736	597,040
新株予約権	2,219	-
少数株主持分	2,498	2,397
純資産合計	9,628,855	9,048,882
負債純資産合計	10,091,121	10,092,308

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<b>売上高</b>	
コンサルティングサービス売上高	263,592
営業投資売上高	579,999
売上高合計	843,592
<b>売上原価</b>	
コンサルティングサービス売上原価	172,671
営業投資売上原価	1 372,825
売上原価合計	545,496
<b>売上総利益</b>	298,095
販売費及び一般管理費	2 194,304
<b>営業利益</b>	103,791
<b>営業外収益</b>	
受取利息	24,750
為替差益	1,073
その他	5,517
営業外収益合計	31,341
<b>営業外費用</b>	
支払利息	2,819
その他	35
営業外費用合計	2,855
<b>経常利益</b>	132,277
税金等調整前四半期純利益	132,277
法人税、住民税及び事業税	967
少数株主損失( )	36
<b>四半期純利益</b>	131,347

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間  
(自平成20年4月1日  
至平成20年6月30日)

<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	132,277
減価償却費	2,762
投資損失引当金の増減額(は減少)	28,500
株式報酬費用	2,219
受取利息	24,750
支払利息	2,819
有価証券運用損益(は益)	157
投資有価証券評価損益(は益)	2,267
営業投資有価証券の増減額(は増加)	346,988
売上債権の増減額(は増加)	17,189
未払金の増減額(は減少)	17,204
前受金の増減額(は減少)	45,445
その他	20,193
小計	400,148
利息及び配当金の受取額	25,966
利息の支払額	1,050
法人税等の支払額	3,298
営業活動によるキャッシュ・フロー	421,765
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	303
有価証券の運用収支	51,567
有価証券の償還による収入	200,000
敷金及び保証金の差入による支出	7,113
敷金及び保証金の回収による収入	717
投資活動によるキャッシュ・フロー	244,867
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額(は減少)	550,000
配当金の支払額	214
その他	35
財務活動によるキャッシュ・フロー	550,249
現金及び現金同等物に係る換算差額	14,795
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	131,179
現金及び現金同等物の期首残高	1,335,412
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,466,591

**【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】**

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(1)連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取り扱いの適用

「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(企業会計基準委員会平成18年5月17日実務対応報告第18号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、連結決算上必要な修正を行っております。これによる損益に与える影響及びセグメントに与える影響は軽微であります。

**【簡便な会計処理】**

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

(1)固定資産の減価償却費の算定方法

定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

(2)繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法

繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

**【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】**

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額 82,836千円	有形固定資産の減価償却累計額 80,304千円

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
<p>1 営業投資売上原価 売上原価の中には、営業投資有価証券評価損70,402千円、投資損失引当金戻額28,500千円含まれております。</p> <p>2 販売費及び一般管理費のうち主要なものは以下のとおりであります。</p> <p>役員報酬 20,940千円 給与 55,652千円 地代家賃 25,402千円 業務委託費 19,326千円</p>

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係
現金及び預金 <u>1,466,591千円</u>
現金及び現金同等物 1,466,591千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	95,379

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	

3 新株予約権等に関する事項

ストック・オプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 提出会社 2,219千円

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません

(リース取引関係)

所有権移転外ファイナンス・リース取引について通常の賃貸借取引に係る方法に準じて処理を行っておりますが、当四半期連結会計期間におけるリース残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動が認められないため、記載しておりません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

時価のある満期保有目的の債券及びその他有価証券が、企業集団の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、当該有価証券の四半期連結貸借対照表計上額その他の金額に前連結会計年度の末日に比べて著しい変動が見られます。

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	四半期連結貸借対照表計上額(千円)	差額(千円)
株式	2,578,779	2,733,213	154,434
投資信託受益証券	500,000	420,010	79,989
合計	3,078,779	3,153,223	74,444

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当四半期会計期間において、ストック・オプションを付与しておりますが、四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	営業投資事業 (千円)	コンサルティング 事業 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社(千円)	連結 (千円)
売上高					
(1) 外部顧客に 対する売上高	579,999	263,592	843,592		843,592
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高					
計	579,999	263,592	843,592		843,592
営業利益又は営業損失( )	169,221	58,298	110,923	(7,131)	103,791

(注) 1 事業区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業の主な内容

(1) 営業投資事業・・・株式等への投資事業

(2) コンサルティング事業・・・ベンチャービジネス及び大企業向けの経営コンサルティング事業

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

本邦の売上高の金額は、全セグメントの売上高の合計額に占める割合が90%超であるため、記載を省略しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

該当事項はありません。



( 1 株当たり情報)

1 . 1 株当たり純資産額

当第 1 四半期連結会計期間末 (平成20年 6 月30日)	前連結会計年度末 (平成20年 3 月31日)
100,904.15円	94,847.77円

2 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益

当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)	
1 株当たり四半期純利益	1,377.11円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益	1,371.00円

(注) 1 株当たり四半期純利益及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益算定上の基礎

項目	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成20年 6 月30日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益(千円)	131,347
普通株式に係る四半期純利益(千円)	131,347
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式の期中平均株式数(株)	95,379
四半期純利益調整額(千円)	-
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益の算定に 用いられた普通株式増加数(株)	425
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式について 前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	-

( 重要な後発事象 )

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月14日

株式会社ドリームインキュベータ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 瀨尾 宏  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上林 敏子  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ドリームインキュベータの平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ドリームインキュベータ及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。